

施設園芸等燃油価格高騰対策実施細則 新旧対照表

令和2年2月12日改正

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領細則</b></p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日策定。以下「事業主体要領」という。）第4 <u>0</u>条の規定に基づき、本対策の運営に関し必要な事項を本細則で定めるものとする。</p> <p>（事業主体要領第2 <u>0</u>条及び第 <u>28</u>条関係）</p> <p>第1条 本法人が事業実施者に対策資金造成に対して交付した補助金の額が事業主体要領第2 <u>0</u>条及び第 <u>28</u>条に規定する補助金の限度（以下「補助金の限度」という。）を超えた場合には、事業実施者は遅滞なく、別紙様式により、本法人に通知し、本法人の指示に従い、交付した補助金と補助金の限度との差額を本法人に返還しなければならない。</p> <p><b>附則</b> （令和2年2月12日日施園第262号） この改正は、令和2年2月12日から施行する。</p> <p>（別紙様式）</p> <p style="text-align: right;">番 号 令和 ○年○月○日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 鈴木 秀典 様</p>	<p style="text-align: center;"><b>施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領細則</b></p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日策定。以下「事業主体要領」という。）第4 <u>2</u>条の規定に基づき、本対策の運営に関し必要な事項を本細則で定めるものとする。</p> <p>（事業主体要領第2 <u>1</u>条及び第 <u>30</u>条関係）</p> <p>第1条 本法人が事業実施者に対策資金造成に対して交付した補助金の額が事業主体要領第2 <u>1</u>条及び第 <u>30</u>条に規定する補助金の限度（以下「補助金の限度」という。）を超えた場合には、事業実施者は遅滞なく、別紙様式により、本法人に通知し、本法人の指示に従い、交付した補助金と補助金の限度との差額を本法人に返還しなければならない。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>（別紙様式）</p> <p style="text-align: right;">番 号 令和 ○年○月○日</p> <p>一般社団法人日本施設園芸協会 会長 鈴木 秀典 様</p>



番号	氏名	住所	選択肢	油種 ・A重油 ・灯油	積立金残高 (A)	補助金 残高 (B)	返還額(円) (B)-(A)	番号	氏名	住所	選択肢	油種 ・A重油 ・灯油	積立金残高 (A)	補助金 残高 (B)	返還額(円) (B)-(A)	
			・115% ・130% ・150%								・130% ・150%					
1			・115% ・130% ・150%	A重油 灯油				1			・130% ・150%	A重油 灯油				
2			・115% ・130% ・150%	A重油 灯油				2			・130% ・150%	A重油 灯油				
3			・115% ・130% ・150%	A重油 灯油				3			・130% ・150%	A重油 灯油				
4			・115% ・130% ・150%	A重油 灯油				4			・130% ・150%	A重油 灯油				
合計			115%	A重油 (〇〇.〇 円/ℓ)				合計			130%	A重油 (〇〇.〇 円/ℓ)				
				灯油 (〇〇.〇 円/ℓ)								A重油 (〇〇.〇 円/ℓ)				
			130%	A重油 (〇〇.〇 円/ℓ)								150%	A重油 (〇〇.〇 円/ℓ)			
				灯油 (〇〇.〇 円/ℓ)									灯油 (〇〇.〇 円/ℓ)			

150%	A 重油 (〇〇.〇 円/ℓ)				
	灯油 (〇〇.〇 円/ℓ)				

別葉 1 及び別葉 2 (略) 別葉 1 及び別葉 2 (略)

別紙 2 (茶セーフティネット構築事業の場合)  
 補助金額差額分の内訳 (契約期間満了 (一部満了・一部解約))

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 \_\_\_\_\_

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳(令和○○年○○月○○日現在)

番号	氏名	住所	選択肢 ・ 115% ・ 130% ・ 150%	油種 ・ A 重油 ・ 灯油	積立金残高 (A)	補助金 残高 (B)	返還額 (円) (B)-(A)
1			・ 115% ・ 130% ・ 150%	A 重油 灯油			
2			・ 115% ・ 130% ・ 150%	A 重油 灯油			
3			・ 115% ・ 130% ・ 150%	A 重油 灯油			
4			・ 115% ・ 130% ・ 150%	A 重油 灯油			
				A 重油			

別紙 2 (茶セーフティネット構築事業の場合)  
 補助金額差額分の内訳 (契約期間満了 (一部満了・一部解約))

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 \_\_\_\_\_

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳(令和 平成 ○○年○○月○○日現在)

番号	氏名	住所	選択肢 ・ 130% ・ 150%	油種 ・ A 重油 ・ 灯油	積立金残高 (A)	補助金 残高 (B)	返還額 (円) (B)-(A)
1			・ 130% ・ 150%	A 重油 灯油			
2			・ 130% ・ 150%	A 重油 灯油			
3			・ 130% ・ 150%	A 重油 灯油			
4			・ 130% ・ 150%	A 重油 灯油			
				A 重油			

